

消火器早見表

能美防災株式会社

平成23年4月1日現在の内容です。

防火対象物の別(令別表一)		消火器設置の必要防火対象物 (令第10条必要部分)				設置単位面積 (則第6条)					
		一般	地階・無窓階又は3階以上の附少量危険物	指定可燃物	少量危険物	一般構造	主要構造部が耐火構造でかつ、内装制限をしたもの	少量危険物	指定可燃物	電圧器具他	多量の火気所
は特定防火対象物											
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場	全部	五〇㎡	指定数量の1/5以上指定数量未満	危険令別表四で定める数量以上のもの	※1	※2	危険令別表三で定める数量で除した数 ※5	危険令別表四で定める数量の五〇倍で除した数 ※6	全部(床面積一〇〇㎡以下)ごとに一個以上設けること)	鍛造場、ボイラー室、乾燥室など多量に火気を使用する場所 ※7
	ロ 公会堂、集会場	150㎡				※2	※3				
(2)	イ キャンパー、カフェー、ナイトクラブの類	全部				※1	※2				
	ロ 遊技場、ダンスホール										
(2)	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((2)項ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	全部				※1	※2				
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの(例えばインターネットカフェ、テレクラ、個室ビデオ、マンガ喫茶等。)										
(3)	イ 待合、料理店の類	150㎡									
	ロ 飲食店										
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場										
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの										
	ロ 寄宿舎、下宿、共同住宅	全部				※2	※3				
(6)	イ 病院、診療所、助産所										
	ロ 老人短期入所施設、介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)										
	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	150㎡									
	ニ 幼稚園又は特別支援学校	300㎡				※3	※4				
(7)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校の類										
(8)	図書館、博物館、美術館の類	150㎡				※2	※3				
(9)	イ 蒸気浴場、熱気浴場の類										
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	300㎡	※3	※4							
(10)	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場										
(11)	神社、寺院、教会の類	150㎡	※2	※3							
(12)	イ 工場、作業場										
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ										
(13)	イ 自動車車庫、駐車場										
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	300㎡	※3	※4							
(14)	倉庫										
(15)	前各項に該当しない事業場(事務所、銀行、裁判所等)	当該用途の基準による	当該用途の基準による	当該用途の基準による							
(16)	イ 特定用途を含む複合用途防火対象物										
	ロ イ以外の複合用途防火対象物	全部	※1	※2							
(16)の2	地下街										
(16)の3	準地下街										
(17)	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物										

※1：能力単位の数値の合計数 $\geq \frac{\text{延べ面積または床面積}}{50\text{㎡}}$	※5：能力単位の数値の合計数 $\geq \frac{\text{少量危険物の数量}}{\text{危険物(危険令別表三)の数量}}$
※2：能力単位の数値の合計数 $\geq \frac{\text{延べ面積または床面積}}{100\text{㎡}}$	※6：能力単位の数値の合計数 $\geq \frac{\text{指定可燃物の数量}}{\text{危険物(危険令別表四)の数量} \times 50}$
※3：能力単位の数値の合計数 $\geq \frac{\text{延べ面積または床面積}}{200\text{㎡}}$	※7：能力単位の数値の合計数 $\geq \frac{\text{当該場所の床面積}}{25\text{㎡}}$
※4：能力単位の数値の合計数 $\geq \frac{\text{延べ面積または床面積}}{400\text{㎡}}$	

- 令第10条…(16)の2、(16)の3項及び地階、又は無窓階に二酸化炭素及びハロゲン化物消火器の設置不可。
 - 則第6条6…設置間隔は、1の消火器具に至る歩行距離が20m以下。
則第6条3…少量危険物とは、危険物の指定数量(別表三)未満～1/5以上。
 - 則第7条…大型消火器の基準、指定可燃物を危険令別表四で定める500倍以上は、大型消火器を歩行距離30m以下に設置。
 - 則第8条…屋内消火栓・スプリンクラー等を設置した場合は、設置能力単位を2/3に減らす事ができる。
 - 則第9条…消火器は床面より1.5m以下、消火器の標識は見やすい所に設ける。
 - 自治省消防庁・予防課長通達(消防予第238号・昭和44年10月20日)消火器の表示板…消火器の表示板は、80×240mmとし、地は赤、文字は白
 - 令第10条…別表二において適応する消火器具を設けること。
- 本表は、一般の防火対象物を示したものであります。従って、危険物の製造所(プラント等)・貯蔵所・移送取扱い所・給油取扱い所などは、含まれていませんので、ご注意ください。

